

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、その翌日)
の翌日

目 次

◇ 告 示

被爆者一般疾病医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退

農業協同組合振興対策費補助金交付規程の廃止

種畜証明書の交付

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二十三件)

土地改良事業の認可(二件)

保安林の指定の解除予定(三件)

県道の路線の認定

県道の区域の決定

県道の区域の変更

県道の供用の開始

◇ 教 委 告 示

鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

鳥取県指定天然記念物の指定

◇ 公 告

少年指導委員の委嘱

告 示

鳥取県告示第百八十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小山歯科医院	米子市車尾八六八―三	昭和六十年二月七日
北 室 内 科	鳥取市西町三丁目一〇	”

鳥取県告示第百八十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退の申出があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十六條第二項の規定により告示する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予定期間終了の年月日
北室内科	鳥取市西町一丁目二〇二	昭和五十九年十二月二十六日

鳥取県告示第百八十六号

農業協同組合振興対策費補助金交付規程（昭和三十二年三月鳥取県告示第百六号）は、昭和六十年二月二十二日限り廃止する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四條第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八條第二項の規定により告示する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種畜証明書番号	名前	品種	生年月日	産地	血 統		級別	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
昭59鳥取県告示第3号	清久	黒毛和種	58.10.10	日南町	氣高富士	たかみだり	1級	東伯郡赤碕町鳥取県種畜場
昭59鳥取県告示第4号	豊秀	黒毛和種	58.12.21	坪本町	豊 光	ひかり	1級	〃

鳥取県告示第百八十八号

八東町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業三山口地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十九号

智頭町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業久志谷第二地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九十号

佐治村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業佐治（福園）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九十一号

江府町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業貝田（下井手）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十二号

郡家町が行う土地改良事業（団体管かんがい排水事業郡家地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十三号

三朝町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業旭西地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十四号

中山町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業松河原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十五号

江府町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業貝田（河原・谷）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十六号

国府町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業新井地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十七号

青谷町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業絹見地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十八号

気高町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業日光地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十九号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）岩坪地区農業用排水と区画整理を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業槇原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百一号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業堤見地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二号

日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（白地）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三号

国府町が行う土地改良事業（集落農業構造改善事業美敷地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四号

国府町が行う土地改良事業（集落農業構造改善事業美敷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五号

国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）広西第一地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六号

国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整理事業（地域改善）広西第一地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百七号

三朝町が行う土地改良事業（団体営草地畜産基盤整備事業森地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準

用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八号

鳥取市が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業末恒（伏野、金崎地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百九号

鳥取市が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業末恒（伏野、金崎）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十号

用瀬町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業赤波第二地区農用地造成）の認可申請については、審査結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業片柴地区農道整備）を昭和六十年二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（単県土地改良事業武庫地区農業用排水）を昭和六十年二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百一十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大山字木原（国有林、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百一十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町赤松字上楨原（国有林、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

下水道事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町飯戸字大野一五三二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

水道事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

319	整理番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
		鳥取砂丘湯山線	岩美郡福部村大字岩戸	岩美郡福部村大字湯山	

鳥取県告示第二百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年二月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	鳥取砂丘湯山線
区 間	岩美郡福部村大字岩戸字田ノ尻二二一八地先から同村大字湯山字高浜二二六四一七七地先まで
敷地の幅員 (メートル)	六・〇〇、三〇・〇
延 長 (メートル)	四、八〇一・〇

鳥取県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年二月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	鳥取空港線
変更前後別	変更前 鳥取市湖山町西四丁目一〇一四地先から同町一三二一一地先まで 変更後 鳥取市湖山町西四丁目一〇一四地先から同町一四七一一地先まで
敷地の幅員 (メートル)	一六・〇、一六・〇
延 長 (メートル)	二八五・〇、一八〇・〇

鳥取県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年二月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	鳥取砂丘湯山線
区 間	岩美郡福部村大字岩戸字田ノ尻二二一八地先から同村大字湯山字高浜二二六四一七七地先まで
供用開始の期日	昭和六十年二月十二日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

昭和六十年年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項により実施する。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 昭和六十年鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項
募集学校及び募集生徒数

高等学校名	学科名	所 在 地	募集生徒数
鳥取東高等学校	専攻科	鳥取市立川町五丁目二〇	約一〇〇人
倉吉東高等学校	専攻科	倉吉市下田中町八〇一	約一〇〇人
米子東高等学校	専攻科	米子市勝田町一	約一〇〇人

二 出願資格

- 1 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- 2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条各号のいずれかに該当する者

三 出願期間及び受付場所

- 1 出願期間 昭和六十年四月二日（火）から同月四日（木）までとする。ただし、郵送による場合は、昭和六十年四月二日（火）までの消印のあるものに限る。

- 2 受付時間 四月二日及び三日 九時から十七時まで

四月四日 九時から十二時まで

四 出願手続

- 3 受付場所 各志望高等学校
- 1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を志望高等学校長に提出しなければならない。
- ア 入学志願書（各志望高等学校から交付を受けたもの）に入学選抜

手数料として県立高等学校入学選抜手数料徴収条例（昭和二十三年四月鳥取県条例第二十八号）第二条に定める額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの

- イ 出身高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
- ウ 出願前三箇月以内に撮影した脱帽、上半身、名刺版の写真一枚（裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。）

- 2 各募集高等学校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査の期日等

- 1 期日 昭和六十年四月六日（土）九時から（ただし、八時三〇分までに集合すること。）

- 2 場所 各志望高等学校

- 3 学力検査の科目 国語Ⅰ、国語Ⅱ、数学Ⅰ、数学Ⅱ、英語Ⅰ、英語Ⅱ

六 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査等の結果を総合して行う。

七 合格者の発表

昭和六十年四月九日（火）十二時に各募集高等学校に合格者の氏名を掲示する。

八 注意事項

- 1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
- 2 この要項に関する質疑事項は、各志望高等学校へ問い合わせること。

九 参考事項

- 1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として次の教科を履修させる。
国語、数学、外国語（英語）、理科、社会及び保健体育
- 2 専攻科の修業年限は、一年とし、学期は、第一学期（四月から八月まで）及び第二学期（九月から翌年三月まで）の二期とする。
- 3 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

鳥取県教育委員会告示第四号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をする。

昭和六十年二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

名称	員数	所在地	所有者	所有者の住所	地積・形状
桂見の「二十世紀」ナシ親木	三本	鳥取市桂見字石ヶ谷四〇三―三	鳥取県果実農業協同組合連合会	鳥取市湖山町東五丁目二六一	地積 約二・〇ヘクタール 形状 標高約一四〇メートルの急峻な斜面に成立し、現在確認できる限りでは、八頭郡一智頭谷一におけるスダジイの上限にあたる。
犬山神社	八八一	八頭郡用瀬町大字宮原字宮ノ谷二八八一	犬山神社	八頭郡用瀬町大字宮原二七五	地積 約〇・八ヘクタール 形状 標高約四三〇メートルの位置し、自然林の少ない日野郡内では、常緑広葉樹林帯と落葉樹林帯との中間帯における、二次林から極相林への移行を示す一典型である。
楽楽福神社	三十二	日野郡日南町印賀字宮山一四九四ノ一 日野郡日南町印賀字宮山一四九四ノ二 日野郡日南町印賀字宮山一四九四ノ三 日野郡日南町印賀字宮山一四九四ノ六 日野郡日南町印賀字宮山一四九四ノ九	楽楽福神社	日野郡日南町大字印賀一四九四ノ一	地積 約〇・八ヘクタール 形状 標高約四三〇メートルの位置し、自然林の少ない日野郡内では、常緑広葉樹林帯と落葉樹林帯との中間帯における、二次林から極相林への移行を示す一典型である。
		日野郡日南町印賀字宮山一六九五	段塚末子	日野郡日南町印賀一五〇〇―一	
		日野郡日南町印賀字宮	段塚 剛	日野郡日南町印賀一八	

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

昭和60年2月22日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

氏 名	住 所	活 動 区 域
平 田 安 光	鳥取市栄町104番地	鳥取駅周辺地区（鳥取市東品給町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域）
西 尾 進	鳥取市弥生町274番地	倉吉市街地区（倉吉市明治町、明治町二丁目、大正町一丁目、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町一丁目の区域）
山 崎 了 一	倉吉市中江171番地1	倉吉市街地区（倉吉市明治町、明治町二丁目、大正町一丁目、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町一丁目の区域）
愛 宕 顕 昌	倉吉市新町3丁目1099番地	倉吉市街地区（倉吉市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域）
永 井 定 男	米子市明治町280番地	米子駅前地区（米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域）

笠 見 秀 雄	米子市朝日町71番地	朝日町地区（米子市朝日町、西倉吉町、東倉吉町、尾高町、角盤町一丁目及び角盤町二丁目の区域）
高 田 文 夫	米子市朝日町1番地	朝日町地区（米子市朝日町、西倉吉町、東倉吉町、尾高町、角盤町一丁目及び角盤町二丁目の区域）
下 村 静 夫	米子市上福原1804番地96	皆生地区（米子市皆生及び上福原の区域）